

令和8年度 就学援助のお知らせ

港区教育委員会

- 次の場合には、改めて申請が必要となります。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。
 - ・ 転校した場合
 - ・ 申請者（保護者）及び児童・生徒の住所に変更があった場合
 - ・ 家族の状況に変更があった場合（結婚、離婚など）
 - ・ その他、申請内容に変更があった場合

■ その他

- 小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助とは別に、就学に必要な経費の一部を支給する就学奨励事業を実施しています。詳細は学務課学校運営支援係 TEL 03-3578-2731 にお問い合わせください。
- お知らせと申請書は英語版があります。ご希望の方は、学務課学校運営支援係へお問合せください。
- An English edition of this notification and application are available. If you would like a copy, please inquire at the School Affairs Section School Administration Support Subsection.

■ 就学援助制度について

1 就学援助制度とは

お子さまが安心して学習できるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学校生活に必要な費用の援助をする制度です。

内容をよくお読みのうえ、ご希望の方は、必ず申請してください。

- ※ 申請は年度単位です。前年度に援助を受けられた方も必ず申請してください。また、小学校入学前に「新入学学用品費の入学前支給（水色の案内）」を申請した方についても、入学後も引き続き就学援助を希望される場合は、必ず申請してください。

2 援助される費目

①学用品・通学用品費 ②給食費 ③修学旅行費 ④修学旅行支度金 ⑤校外学習費
⑥移動教室費 ⑦夏季学園費 ⑧卒業記念アルバム費 ⑨新入学学用品費等 ⑩運動用具費
(体育実技用具費、柔道着) ⑪クラブ活動・部活動費

- ※ 港区立学校在籍者が就学援助の認定を受けた場合、給食費、その他無償化の対象となる費目は徴収が無いため支給対象外となります。
- ※ ⑨新入学学用品費及び⑩運動用具費(体育実技用具費)は、4月認定の場合に限り支給されます。
- ※ 中学校で柔道の授業を履修するために、4月以降柔道着を購入した場合、⑩運動用具費(柔道着)が、6,500円を上限に支給されます。対象は1年生の準要保護認定者です。支給には購入時の領収書が必要なため、購入後は必ずお手元にて保管しておいてください。
- ※ 各金額等、詳細につきましては、認定された方全員に、郵送にてお知らせします。

■ 援助を受けられる方

港区にお住まいの、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に在学する児童・生徒の保護者で以下のいずれかに該当する方。

- ※ 学校教育法第1条に規定する学校として認められていないインターナショナルスクール等は対象外です。
 - ※ 港区以外にお住まいの方は対象外です。お住まいの自治体の教育委員会へご相談ください。
- (1) 生活保護を受けている方
 - (2) 児童扶養手当を受けている方
 - ※ 児童扶養手当とは、母子または父子家庭等の経済的自立と生活の安定を図るための手当です。児童手当とは異なります。
 - (3) 前年(令和7年1月～12月)の総所得金額等が基準所得額に該当する方
 - ※ 総所得金額等には、給与所得や配当所得などのすべての所得が含まれます。
 - ※ 給与所得及び事業所得については、以下の金額になります。
 - ① 給与所得の金額は、源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』です。
 - ② 事業所得の金額は、『年間総収入から必要経費を差し引いた金額』です。
 なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある場合は、所得額から10万円を控除した金額となります。
 - ※ 援助を受けられる目安となる基準所得額は、生活保護基準をもとに算出しており、家族構成・年齢・18歳未満の子の人数により、各ご家庭で異なります。目安の所得額を超える場合でも、審査を希望される方はご申請ください。

<問合せ・提出先>

港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課 学校運営支援係

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所7階

TEL 03(3578)2731

※ 家族構成は、原則として住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任している場合等は、構成員に含めます。なお、申請された家族構成が住民登録と異なる場合は、状況の確認のため、生計関係の確認をさせていただくことがあります。

《例》 世帯人数	家族構成 (モデルケース)	基準所得額の目安
2人	母30歳・子(小1=6歳)	約301万円以下
3人	父35歳・母30歳・子1人(小2=7歳)	約362万円以下
4人	父40歳・母35歳・子2人(中1=12歳、小3=8歳)	約436万円以下
5人	父40歳・母40歳・子3人(中2=13歳、小4=9歳、2歳)	約511万円以下
6人	父45歳・母40歳・祖母70歳 子3人(中3=14歳、小5=10歳、5歳)	約554万円以下

【所得状況の確認】 ※書類の提出が必要になる場合があります。必ず確認してください。

就学援助の基準所得額審査には、生計が同一の家族全員の令和7年分の所得状況の確認が必要になります。

- ※ 生計が同一の家族全員の所得を合算した額で、認定審査を行います。
- ※ 生計が同一の家族のうち、1名でも所得申告、または書類の提出がない場合は、認定審査が行えません。
- ※ 「家族の状況」に記載された方のうち、税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告されていない方については、全員所得申告、または書類を提出してください。
- ※ 修正申告等を行い、所得額に変更があった場合は、認定結果が変わる可能性がありますので、必ず問合せ先までご連絡ください。

- (1) 令和8年1月1日現在、港区にお住まいの方の場合
申請画面の同意欄に同意（紙の場合、申請者（保護者）欄へ署名）していただくことにより、港区が持つ税情報等を利用して認定審査を行うことができます。書類の提出は不要です。ただし、申告がお済みでない場合は、申告が必要になります。
- (2) 令和8年1月1日現在、他の区市町村（港区以外）にお住まいの方の場合
次の①・②の書類のうち、いずれか1つの書類を提出してください（コピー可）。
2人以上の児童・生徒について申請する場合も、1人につき1枚添付してください。

- ① 令和7年分の「確定申告書」の控え及び申告の提出事実・提出年月日が確認できるもの（受信通知等）の提出が必要になります。
※ 紙での申告の場合は、日付の確認が行えないため、別途書類のご提出が必要です。必要書類については「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」（国税庁ホームページ）をご確認ください。
- ② 前住所地の令和8年度の「住民税課税・非課税証明書」（扶養及び総所得金額等の記載のあるもの）
令和8年1月1日現在お住まいであった区市町村で、6月頃から、交付を受けられます（後日、オンラインの提出フォームからご提出ください）。5月以前から発行できる令和7年度のものでは認定審査が行えませんのでご注意ください。
※ 住民税の申告をしていないと発行されず、所得がない場合でも、申告をする必要があります。

- (3) 令和7年中に海外勤務等で、税の申告義務がない方が世帯にいる場合
上記に該当する方は、別途必要書類があります。問合せ先までご連絡ください。

- ※ 申請時に書類が提出できない場合
申請時に書類が提出できない場合は、右の二次元コードから追加でご提出ください。
オンライン提出ができない場合、郵送や持参でも提出可能です。



■ 申請方法（希望者のみ）

就学援助を希望される方は、以下の1または2の方法により申請してください。
なお、就学援助は、対象となる児童・生徒一人ひとりについて申請していただく必要があります。お子さまが複数いる場合は、それぞれ申請してください。

1 オンライン手続きによる申請

右の二次元コードから申請してください（港区ホームページからも申請可能）。

- ※ オンライン申請する方も、申請前に必ずこのお知らせの内容を確認してください。



(申請サイト)

2 紙の申請書をご希望の場合

申請書をホームページから印刷し必要事項を記入のうえ、教育委員会事務局学務課学校運営支援係宛に郵送または窓口で申請してください。申請書のダウンロード・印刷ができない場合は問合せ先までご連絡ください。

- ※ 紙の申請書の提出状況を確認したい場合は、簡易書留等で提出いただくか、問合せ先にご連絡ください。



(港区ホームページ)

■ 申請期限（希望者のみ申請をしてください）

1 オンライン申請の場合

令和8年4月17日（金）23時59分まで

2 紙の申請書の場合

令和8年4月17日（金）必着

- ※ 令和8年度内は期限後も随時申請を受け付けています。ご希望の場合は申請してください。

年度途中で申請された方（年度途中での転入を含む）は、申請日の属する月の1日から援助対象となります。ただし、転入や離婚等の事由発生日から1か月以内に申請された場合は、事由発生日から援助対象となります。

■ 認定となった場合

申請内容を審査のうえ、援助を受けられるかどうかを決定します。認定結果のお知らせは、7月中旬に申請者（保護者）あてに郵送する予定です。

なお、世帯状況や所得状況が確認できない場合、認定結果は「保留」となります。

- 就学援助の申請及び認定状況は学校長に通知するとともに、就学援助の支給に必要な就学状況等を学校長に確認しますので、予めご承知おきください。
- 援助費は、学期ごとの金額をまとめて7月・12月・3月の各月下旬に、原則振込先口座欄に入力された口座へ振込まれます（港区立学校以外の認定者については、在籍学校への確認の関係で初回の振込が8月下旬となります）。
- 申請者（保護者）が港区外に転出すると受給資格がなくなります。転出のご予定がある場合、学校への届出と併せて、問合せ先までお知らせください。
転出後も就学援助を希望される場合は、転出先の区市町村教育委員会への申請が必要です。転出先の区市町村教育委員会へお問い合わせください。